

## 八王子市風致地区条例事務処理要領

平成 26 年 4 月 1 日施行

令和 3 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

**第 1 条** この要領は、八王子市風致地区条例(平成 26 年八王子市条例第 13 号。以下「条例」という。)の運用にあたり必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

**第 2 条** 条例第 3 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類それぞれ 2 部を市長に提出しなければならない。

- (1) 風致地区内許可申請書(建築物等の建築については様式第 1 号、その他の行為については様式第 5 号)
- (2) 行為の区分により、別表に掲げる図書等のうち必要な図書等

(許可の通知等)

**第 3 条** 市長は、前条に規定する申請があった場合において、当該申請に係る行為を許可するときは風致地区内行為許可通知書(様式第 6 号)を、許可しないときはその理由を付して風致地区内行為不許可通知書(様式第 7 号)を申請者に交付するものとする。

(行為の協議の申出)

**第 4 条** 条例第 3 条第 3 項の規定による協議をしようとする国の機関等は、次に掲げる書類それぞれ 2 通を市長に提出しなければならない。

- (1) 風致地区内行為協議申出書(様式第 8 号)
- (2) 行為の区分により、別表に掲げる図書等のうち必要な図書等
- (3) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図面

(行為の通知)

**第 5 条** 条例第 4 条の規定による通知をしようとする者は、次に掲げる書類それぞれ 2 通を市長に提出しなければならない。

- (1) 風致地区内行為通知書(様式第 9 号)
- (2) 行為の区分により、別表に掲げる図書等のうち必要な図書等
- (3) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図面

(許可の承継の届出)

**第 6 条** 条例第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた行為に係る事業の譲渡しがあったとき、又は条例第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた者について相続若しくは合併があったときは、譲受人又は相続人若しくは合併後に存続する法人若しくは合併により設立した法人は、遅滞なく風致地区内行為許可承継届(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

(住所等の異動の届出)

**第 7 条** 条例第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた者、同条第 3 項の規定による協議をした国の機関等又は条例第 4 条の規定による通知をした者は、当該許可、協議又は通知に係る行為の完了又は廃止前に自己の住所又は氏名(法人等にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)に異動を生じたときは、速やかに住所(氏名)異動届(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

(行為の変更の届出)

**第8条** 条例第3条第1項の規定による許可を受けた者、同条第3項の規定による協議をした国の機関等又は条例第4条の規定による通知をした者は、当該許可、協議又は通知に係る行為に変更を生じたときは、速やかに風致地区内行為変更届出書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(行為の完了等の届出)

**第9条** 条例第3条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は廃止したときは、速やかに風致地区内行為完了(廃止)届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、八王子市風致地区条例の施行日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 別 表 (添付図書等)

図書の種類		明 示 す べ き 事 項
案 内 図		方位、道路及び目標物、行為の位置(地番及び住居表示)
現 況 図		方位、縮尺、敷地の境界線、既存建物等の配置、現況植栽表、現況植栽位置図、建築物等の立面、現況の地形(宅地の造成等の場合)
現 況 カ ラ ー 写 真		撮影年月日、撮影位置及び方向(2方向以上)
計 画 図 書	配 置 図	方位、縮尺、敷地の境界線、建築物等の配置、申請建築物等とその他の建築物等との区別、道路側及び隣地側壁面後退距離制限線、計画建築物の道路側及び隣地側壁面後退距離、風致地区境界線(風致地区の内外にまたがる時)
	求 積 図	施行区域面積、敷地面積及び建築面積(風致地区内外にまたがる時は区域内のそれぞれの面積)、土量(面積、堆積)計算表(宅地の造成等の場合)
	平 面 図	建物の平面図、施行内容の別(切土、盛土の色分けなど)
	構 造 図	建物の構造図
	立 面 図	方位、縮尺、建築物等の高さ及び色彩(建築物については各方向別)、隣地境界線、壁面後退距離、外構、植栽

	断面図	施行内容の別（切土、盛土の色分けなど）
	緑化計画図	計画緑化集計表・緑化計画（伐採、残存、移植、新規に区分して表示）、緑地率及び緑地面積（現況及び残存に係る数値の記載を含む。）
関係図書	公図の写し	方位、行為地、隣接地の地番及び権利者、別表の要件「建て替え」の一部と「河川・水路等」及び「耐火建築物」に該当する場合にのみ必要
	事情書	許可の審査基準別表の要件「特別事情」に該当する場合にのみ必要
	承諾書	許可の審査基準別表の要件「建て替え」に一部及び「耐火建築物」に該当する場合にのみ必要
	前許可書の写し	許可の審査基準別表の要件「建て替え」に該当する場合のみ必要
	その他	許可の審査基準別表の要件「特別事情」を事情書以外で明らかにするものなど、その他必要とされるもの

2種類以上の図書をひとつの図書にまとめて明示することも可とする。

提出部数は、許可申請書及び添付書類ともに、正副各2部とする。